（資料２）

**アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金　専門家旅費支給基準**

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本基準は、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金における専門家旅費支給について定めるものとする。

第２章 国内出張旅費計算の基準

（旅費の計算）

第２条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

２　旅費計算の起点は、原則として出張者の勤務先の最寄駅とする。

３　片道の鉄道・航路の営業キロが６００キロメートルを超える場合は、往復割引運賃により計算する。また、航空賃については往復割引運賃を上限として計算する。

４　同一区間内に複数の用務地がある場合の乗車運賃（特急・急行料金は除く）については、最遠隔地から起点までの通し運賃により計算する。ただし、用務地が乗車券の有効日数を超える場合は、この限りでない。

５　第３項及び第４項以外にあっても、「運賃計算の特例」に該当するものは、当該特例運賃により計算する。

（出発時刻及び到着時刻の基準）

第３条　用務地と用務地最寄駅等の所要時間は、通常の経路で要する時間とする。

２　前項により計算した時間が、出発時刻が８時より以前、到着時刻が２２時を超える場合は、出張の日数を加えることができる。

第３章 国内出張の旅費

（近距離地域の旅費）

第４条　東京都区内及び片道５０キロメートル以内の出張については、鉄道賃、バス賃、モノレール賃並びに船賃を支給することができる。ただし、用務地が出張者の通勤手当支給経路にある場合は支給しない。

（近距離地域以外の旅費）

第５条　特急料金（新幹線を含む）及び急行料金（以下「特急料金等」という）を徴する列車等を運行している路線を利用する出張で、片道５０キロメートルを超える区間で現に利用することが可能な場合は、第２条第１項本文の規定に即し、特急料金等を支給することができる。この場合、指定席車があるときは、座席指定料金も支給することができる。ただし、用務地が出張者の通勤手当支給経路にある場合は支給しない。

２　次の各号に定める都道府県への出張で、現に利用することが可能な場合は、原則として航空賃を支給する。

（１）東京起点の場合

北海道、東京都の島しょ、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡

県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（２）名古屋起点の場合

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、東京都の島しょ、新潟県、愛媛県、長崎

県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（３）大阪起点の場合

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、東京都の島しょ、新潟県、愛媛県、長崎

県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（４）福岡起点の場合

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉

県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県、富山県、石川県、福井県、

徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県

（５）その他

上記（１）～（４）以外で、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金事務局が認めた場合

３　バス賃、モノレール賃並びに船賃を支給することができる。ただし、用務地が出張者の通勤手当支給経路にある場合は支給しない。

４　第３条第２項の規定により出張の日数を加えた場合の宿泊料については、片道５０キロメートルを超える出張の場合のみ適用するものとし、宿泊日数に応じて次表の額を限度として支給することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 宿　泊　料 |
| 専門家（宿泊を伴う場合は、日当は加算しない） | １７,０００円以内 |

５　日当は、片道５０キロメートルを超える日帰り出張の場合のみ適用するものとし、次表の　額を限度として支給することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 日　　当 |
| 専門家 | ５，０００円以内 |

６　航空賃又は鉄道賃と宿泊費がセットになっているパッケージ商品を利用して出張する場合は、当該パッケージ料金を支給する。

第４章 海外出張の旅費

（海外出張の旅費）

第６条　海外旅費については、必要最小限度の金額について、補助対象とすることができる。

２　航空賃、鉄道賃及び船賃は、エコノミークラス（普通クラス）による実費額を支給する。

３　車賃（バス賃及びモノレール賃）は、鉄道を除く陸路旅行について、実費額で支給する。

４　宿泊費は、１泊２５，０００円を限度とする。

５　日当は、第５条第５項の規定を適用するものとする。

６　航空賃又は鉄道賃と宿泊費がセットになっているパッケージ商品を利用して出張する場合は、第５条第６項の規定を適用するものとする。

第５章 雑 則

（参考資料）

第７条 旅費の計算にあたっては、「ＪＲの時刻表」又は「旅費計算ソフトウェア」等を参考とする

こと。

（その他）

第８条 補助事業者において旅費規程が整備されており、上記第２条から第６条の規定と概ね同等の規定となっている場合は、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金事務局と協議のうえ、補助事業者の旅費規程により算定することができる。ただし、上限は本規定の額とする。

附則

本内規（抜粋）に記載されている金額は全て消費税等を含む。